

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

① 要介護認定に係る対応

発出日	内 容 等
2月	厚生労働省より、介護保険施設や病院等で入所者等との面会禁止等の措置により要介護認定調査が困難な場合、介護保険法第27条第11項但し書きの「特別な理由」に該当するとして、更新申請に係る認定有効期間を新たに12カ月までの範囲内で延長できる取り扱いが示された。
4月	厚生労働省より、介護保険施設や病院等の入所者以外のすべての被保険者について、感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合は、更新申請に係る認定有効期間を新たに12カ月までの範囲内で延長できる取扱が示された。本市においては、6カ月の延長対応を可能とし、本人、家族等に希望の確認の上、延長対応の取扱を開始した。
7月	東京都より、上記の再延長の可否について厚生労働省担当者へ確認。再延長は可。結果として通算の延長期間が12ヶ月を超えることは構わないとの回答であった。

② 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により介護保険料の納付が困難になった第1号被保険者に対して介護保険料の減免を行った市町村に対する財政支援の基準等が国より示されたことを受け、要綱等の整備を行い、令和2年6月15日号の広報「ひがしくるめ」に減免実施の記事を掲載し、6月中旬ごろより介護保険料の減免申請の受付を開始した。感染症の影響により令和2年中の事業収入等が令和元年の同事業収入額の10分の3以上減額になる方が主な対象者である。減免の受付は令和3年3月31日まで実施する予定。なお、令和2年8月3日時点で減免を適用した被保険者数は23人。

③ 衛生品等の配布

品 名	提 供 元 等	配布枚数等	配布対象等
マスク	市防災備蓄品 都の緊急対応策 民間団体等から都へ寄	129,500枚	指定を受けている介護事業所
布マスク	国の一括購入品		国から事業所へ直接納品のため把握できず
手指消毒用エタノール	国の優先供給		国は数量の確保のみ 必要な事業所が業者より購入
手指消毒用エタノール	市支援策	300 <small>リットル</small>	指定を受けている介護事業所
介護用エプロン	都の感染予防物品配布	75,000枚	指定を受けている介護事業所、サービス付き高齢者向け
介護用手袋		75,000双	住宅、住宅型有料老人ホーム等に配布予定（配送は8月末 と10月末の予定）
ゴーグル		2,499個	

④ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した事業に係る補正予算が、令和2年第1回市議会臨時会（令和2年7月30日）で原案可決された。介護福祉課では以下の事業を実施する予定である。なお、事業の開始時期や具体的なスキーム等の詳細については、現在調整中である。

事業名（仮称）	事業の概要
フェイスシールドの購入	感染症対策のため、介護予防教室参加者・従事者が使用するフェイスシールドを購入する。
フレイル予防体操動画作成事業	感染症の影響で外出の機会等が減少することによりフレイルが進行することを予防するため、フレイル予防に資する体操の動画を作成し、市ホームページに掲載する。
新型コロナウイルス感染症対応従事者応援金	重症化リスクの高い利用者との接触を伴いながら、強い使命感を持って継続的にサービスを提供している介護従事者に対し、応援金を支給する。
新型コロナウイルス感染症対応事業者支援金	感染症対応のため、通常の介護サービス提供時には想定されない経費等がかかることを踏まえ、介護サービス事業所及び介護施設等に支援金を支給する。

⑤ 介護福祉課主催イベント等の対応

発出時期	内 容 等
2月	イベント主催者と開催について協議、中止の決定

⑥ その他

国及び東京都等からの通知、情報提供を随時、介護サービス事業所等へメール・FAX・ホームページ等で周知。要介護認定更新申請のご案内通知等に返信用封筒の同封を開始。